小瀬川河川整備アドバイザー会議 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザー会議(以下「会議」という。)規約第6条に基づき、会議の公開方法等を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局 及び太田川河川事務所ホームページ(以下「HP」という。)により一般に周知 する。

(会議の公開)

- 第3条 会議は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。
 - 2 会議で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
 - 3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨と し、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

(施行期日)

この規定は令和2年2月19日から施行する。

小瀬川河川整備アドバイザー会議 傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザー会議(以下「会議」という。)の運営 に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものであ る。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて 住所(居住地の市、又は町名)および氏名を記入するものとする。なお、受付は 先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者(以下「傍聴人」という。)の会場への入室は、 会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入退室は認めない。 なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(会議の傍聴)

- 第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。
 - ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
 - ② 会議の録音をしてはならない。
 - ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
 - ④ 傍聴者は所定の用紙により意見等を提出することができる。
 - ⑤ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
 - ⑥ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
 - (7) ビラ等の配付を行ってはならない。
 - ⑧ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
 - ⑨ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
 - ⑩ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

(施行期日)

この規定は令和2年2月19日から施行する。